

# 入札契約制度の改善に向けた取組みについて

平成22年4月22日

# 1. 企業の経営評価に関する改善 (3月16日公表)

(1) 経営事項審査制度

(2) 入札ボンドの拡大

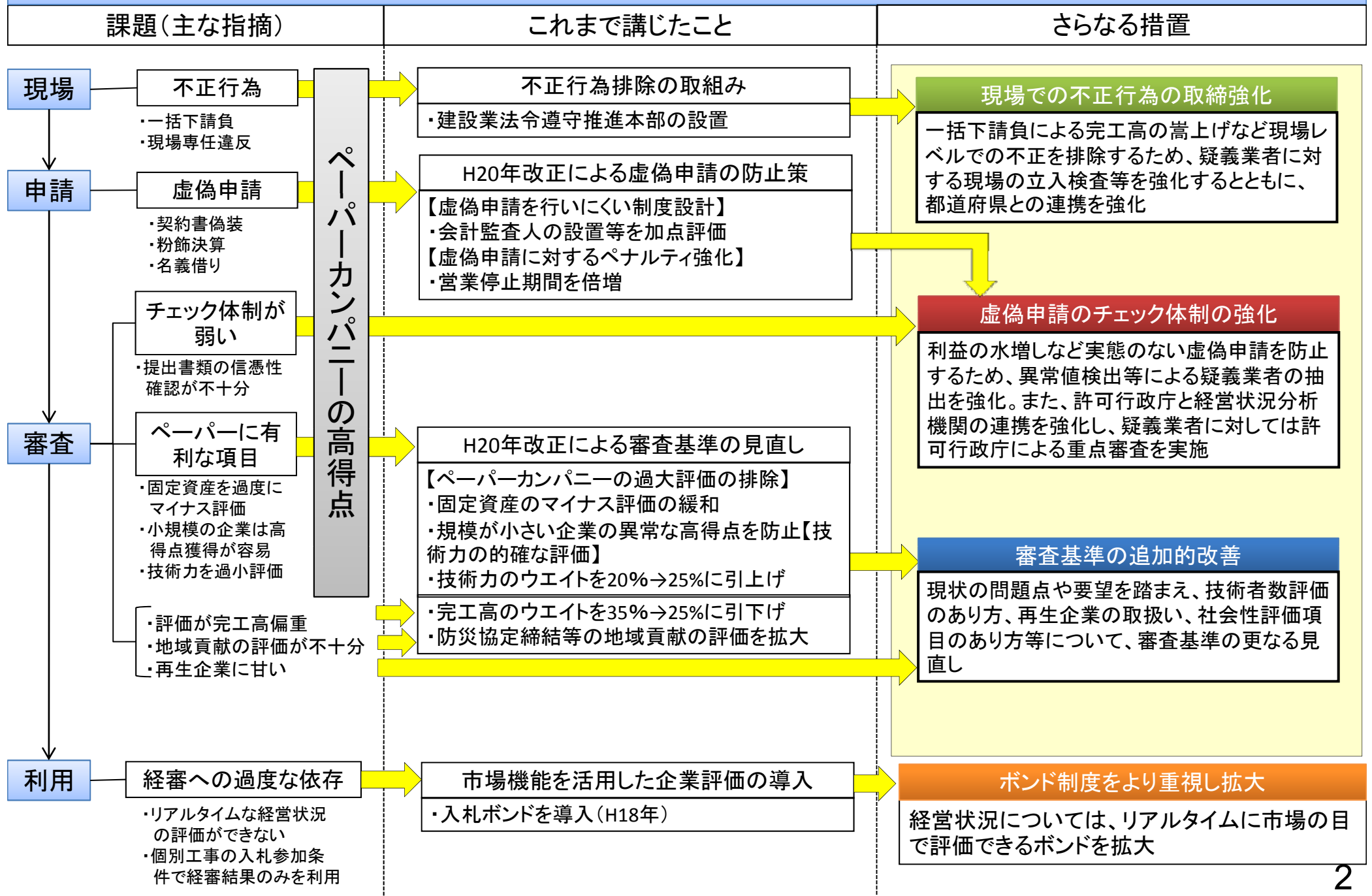
# 2. 下請企業対策に関する改善 (3月16日公表)

# 3. 総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善

(3月5日公表)

# 4. CM方式の検討

# 企業の経営評価に関する改善（経営事項審査・入札ボンド）



【改善の方針】 企業の経営実態をより公正に評価する観点から、公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に改善に取り組むとともに、市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ボンド」の対象工事を拡大する。

## (1) 経営事項審査制度

### (1)－① 現場での不正の取締り強化

現場レベルでの不正（一括下請負による完成工事高の嵩上げ、技術者の配置義務違反など）により、ペーパーカンパニーの評点が不当に高くなっている可能性



都道府県とも連携して、立入検査など現場での監督を強化

### (1)－② 虚偽申請のチェック体制強化

実態のない虚偽申請（利益や技術者数の水増し 等）により、評点が不当に高くなっている可能性



異常値検出等により、虚偽申請の疑いのある業者の抽出を強化するとともに、重点審査を実施

### (1)－③ 審査基準の更なる見直し

技術者数評価のあり方、再生企業の取扱いや社会性評価項目（W点）のあり方等について多様な要望



審査基準の更なる見直し（中央建設業審議会で検討）

## (2) 入札ボンドの拡大

市場機能を活用した建設企業の経営面での評価の必要性



国土交通省直轄工事において、入札ボンド対象工事の拡大（現在）WTO対象工事  
→ 原則としてBランクの工事まで拡大  
地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

# 下請企業対策について

## 取り巻く環境

- 建設投資の減少
- 競争激化



○下請企業・労働者へのしわ寄せ

## 建設労働者の状況

○517万人のうち、技術者32万人、**技能労働者342万人**  
営業、管理、事務等143万人

### 【技能労働者の状況】

○技能労働者の**94%**は下請企業

### 【技能労働者の賃金水準等】

○平均水準は、製造業よりも低いものの、最低賃金の3倍弱程度

<全国、年収>	
・建設業生産労働者	401万円
※賃金構造基本統計調査	
<東京、8時間労働>	
・最低賃金	6,328円<791円/時>
・とび工	17,500円
※公共工事設計労務単価	

○建設業は、**産業別最低賃金の設定なし**

※鉄鋼業等では、関係労使の1/3以上の申し出により、産業別最低賃金を設定

※産業別最低賃金の水準は、最低賃金の1.1倍～1.4倍程度

### 【基幹技能者の年収の引上げ】

○技能労働者の**高齢化**(55歳以上が32%、30歳未満が13%)  
⇒技能承継が課題

○優秀な基幹技能者の**年収600万円への引上げ**(日建連)  
⇒技能労働者の目標像の確立、人材確保



賃金規制施策

## 賃金規制施策

### 【欧米主要国の仕組み】

- 産業別の労働協約による賃金決定
- 米国デービス・ペーコン法(公契約法)の賃金も、労働省長官が、ユニオンによる労働協約等に基づき決定  
※1891年カンザス州法 → 州法制定の広がり → 1931年デービス・ペーコン法(連邦法)
- ILO94号条約(1949年)の批准状況 ⇒ 批准:仏 未批准:米、独 批准後脱退:英  
※公契約における労働条項に関する条約:公契約従事者(工事、役務等)賃金を民間水準以上に規制

### ○公契約法制定についての鳩山総理答弁 (2/2 衆・本会議)

- ・賃金は労使の自主決定が原則
- ・実効あるダンピング対策 + 発注者を含めて幅広い議論が重要

### ○公契約法制定についての前原国交大臣答弁 (2/24 衆・国交委)

- ・国による賃金規制、規制水準の設定、建設企業への影響等の論点  
→注意深く議論をしていかなければ、多方面に大きな影響が及ぶテーマ
- ・国土交通省としては、実効あるダンピング対策、元下関係の適正化等、総合的な取組を実施



建設産業施策

## 下請企業対策の充実

### 【欧米主要国の元下関係】

- 書面契約に基づく業務
- 信託方式、支払いボンド等による下請債権の保全施策
- 入札時に下請企業の見積りを活用

- ① 書面契約の徹底、標準契約約款改正の検討
- ② 信託方式等による新たな下請債権保全策の検討
- ③ 下請企業の見積りを踏まえた入札契約方式の試行  
※専門工事の施工内容が特に重要な工事等から選定
- ④ 違法行為等に対する取締り、指導監督の強化  
※特に知事許可業者への対応

**【改善の方針】** 多くの労働者が働く下請へのしわ寄せを防止する観点から、新たな下請代金保全策の導入の検討や、下請企業の見積りを踏まえた入札方式の試行に取り組むとともに、標準請負契約約款の改正について、建設業法に基づき中央建設業審議会における検討を開始する。

## 2-① 書面契約の促進・約款の改正等

契約・取引の対等化・明確化が必要



- i) 書面による契約の促進
- ii) 標準請負契約約款の改正  
(中央建設業審議会での検討)
- iii) 発注者・受注者間の不適切な行為等をガイドラインとして明確化し、周知徹底
- iv) トラブルの未然防止や迅速な解決のため、契約当事者から中立的な第三者の活用を促進

## 2-② 新たな下請代金保全策導入の検討

元請倒産時等に、下請代金が保全される必要



信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討

## 2-③ 下請の見積りを踏まえた入札方式

元請の入札前で見積りを適正化するとともに、下請への適切な支払いを担保することにより下請や労働者を保護する必要



下請リスト提出入札方式(仮称)の試行

- ・専門工事の施工内容が特に重要な工事等を想定
- ・下請が元請に提出した見積書を、元請が発注者に提出
- ・見積り額を下回る金額での下請契約の原則禁止

## 2-④ 取締り、指導監督の強化

違法行為等への適切な対応が必要



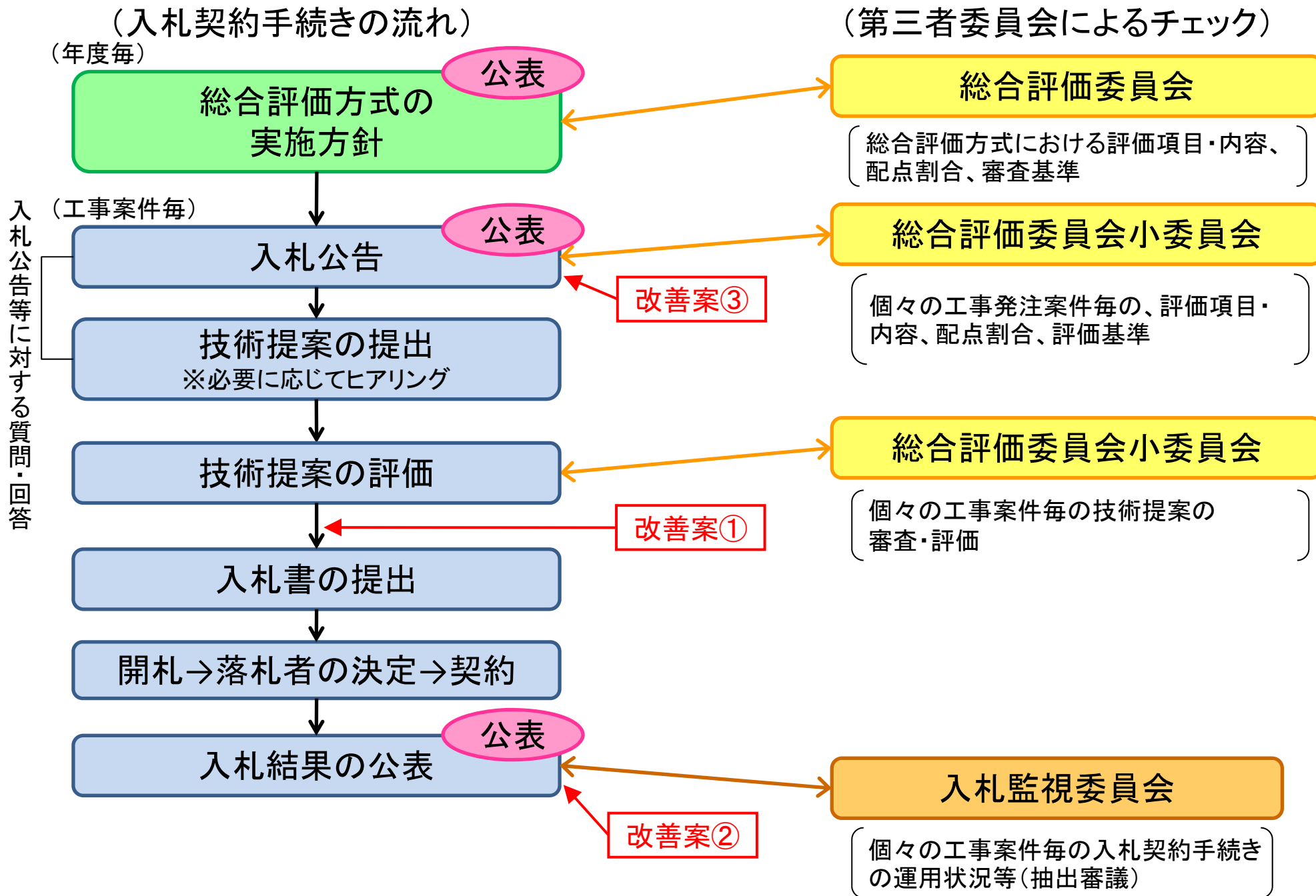
地方公共団体との連携の強化

- ・知事許可業者に対する指導監督の強化
- ・都道府県と共同して研修会の開催を検討
- ・建設業取引適正化推進月間(仮称)の創設

違法行為等を改善するための措置の強化

- ・立入検査に重点調査項目を設定
- ・公正取引委員会との連携の強化

# 総合評価方式(工事)における入札契約手続きの透明性の確保に関する取組み





# <改善策①> 技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知

<入札結果の公表例> **公表済み**

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考
A社	¥340,000,000	155	45.588	
B社	¥336,000,000	172	51.190	
C社	¥332,000,000	158	47.590	
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札
.....				

評価点の内訳									
標準点	評価点				施工体制評価点			合計	
	施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について)	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計		
100	15	8	2	25	15	15	30	155	
100	30	10	2	42	15	15	30	172	
100	15	11	2	28	15	15	30	158	
100	30	14	0	44	15	15	30	174	

【具体的な評価内容の通知例】

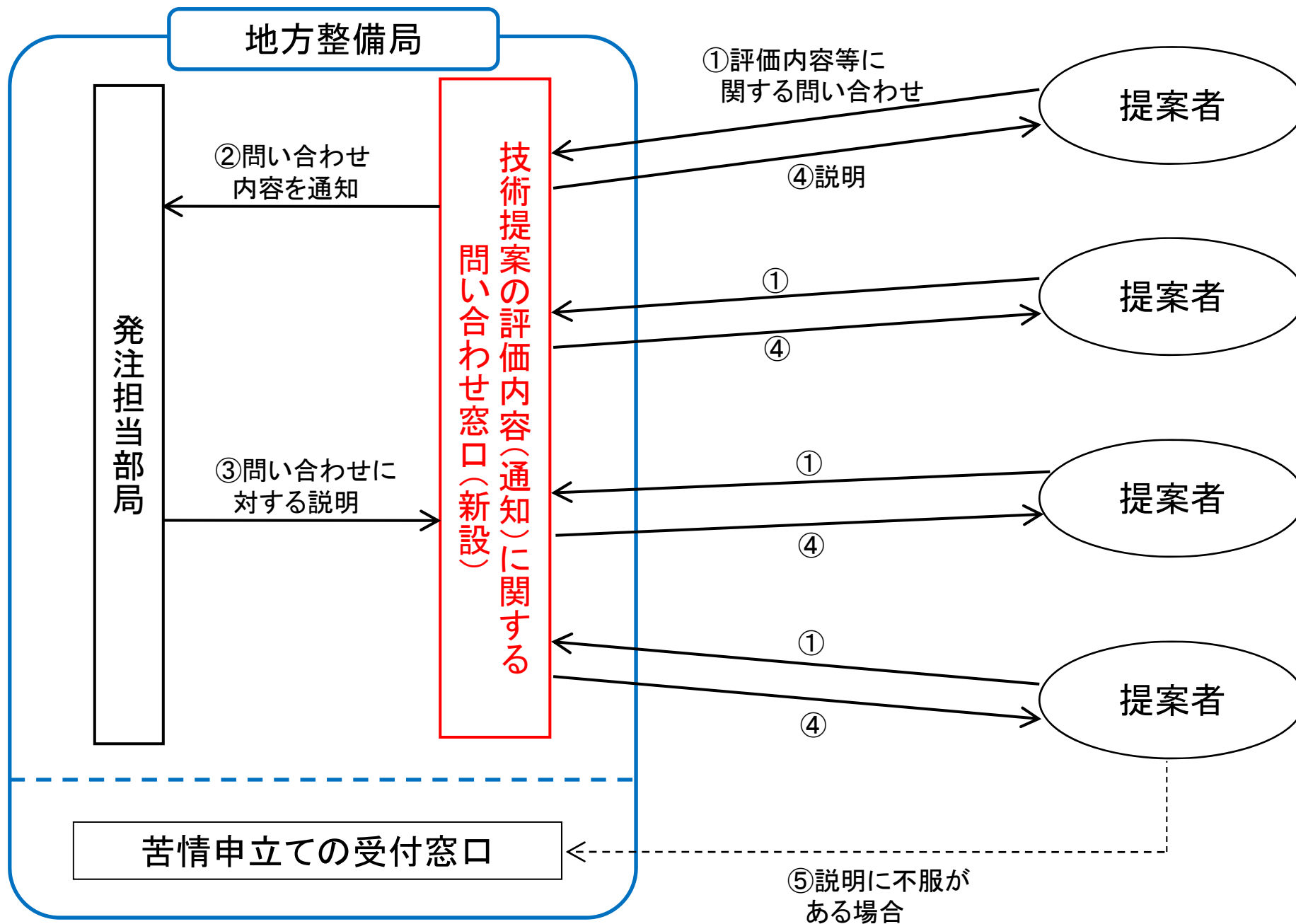
**新規**

【凡例】○: 加点対象として評価する  
 -: 加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	-
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	-
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○



# <改善策②> 評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置



## <改善策③> 入札参加要件における要件設定の見直し

### <入札参加要件の記載項目> (一般的なもの:WTO対象工事を除く)

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)に該当しない者
- (2) 当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者  
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
- (3) 地域要件
- (4) 施工実績
  - 例1)(ア)道路橋又は鉄道橋であること。  
~~(イ)最大支間長が25m以上であること。~~
  - 例2)(ア)2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、~~舗装の表層面積が10,000m<sup>2</sup>以上の工事であること~~
  - 例3)(ア)河川堤防の築堤工事において~~築堤盛土量が4,000m<sup>3</sup>以上であること。~~
- (5) 監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- (6) 以下、略 …

# CM方式の検討について

18年度

19年度～21年度

22年度以降

**中建審WG  
第二次中間  
とりまとめ  
(H19. 3. 15)**

・CM方式等  
多様な発注  
方式の活用

・協議会の設  
置

・モデルプロ  
ジェクト支援  
等

## モデルプロジェクト支援

- ・モデルプロジェクトの支援等(H19. 10～H22. 3)

## CM方式活用協議会

- 第1回 H19. 11. 5
- 第2回 H20. 3. 6
- 第3回 H20. 7. 11
- 第4回 H22. 3. 31

## CM方式の契約のあり方に関する研究会

- 第1回 H20. 11. 4
- 第2回 H21. 1. 30
- 第3回 H21. 6. 9
- 第4回 H22. 3. 31

### 【協議会・研究会における 主な検討内容】

- ・公共工事CM標準約款案の  
たたき台
- ・公共工事のCMIにおける業務範  
囲

## 引き続き検討を進める事項

CM方式の標準約款・  
業務仕様書作成  
(22年度末日途に作成)

CM方式の業務対価

CM方式の保険

CM方式の制度的位置付け